

第2章 特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡の概要

2-1 特別史跡斎尾廃寺跡の指定内容

2-1-1 指定に至る経緯

斎尾廃寺跡は鳥取県琴浦町大字槻下字上斉尾に所在する。斉尾集落の南約100m辺りには、道路を挟んで東西に土壇の高まりが残っている。この土壇はかつて古墳と見なされており、比丘尼塚と呼ばれていたようである。しかし、昭和初年(1926)になって、周囲から多数の瓦片が出土したことから寺院跡と考えられるようになり、昭和8年に木山竹治・石田茂作両氏により部分的な発掘調査が実施され、金堂や塔の基壇・礎石と講堂の礎石が確認された。この寺院跡は、西に塔、東に金堂、北に講堂を配する法隆寺式伽藍配置で、金堂と塔の基壇は礎石を含めてきわめて保存状態がよく、山陰地方屈指の白鳳期創建の寺院跡として、昭和10年に伽藍地の一部が史跡に指定された。そして、昭和27年には特別史跡に指定されている。

2-1-2 指定内容

① 指定告示

斎尾廃寺跡の伽藍地の一部は、鳥取県で唯一の特別史跡に指定されている。当初の史跡指定及び特別史跡指定に関わる告示は以下の通りである。

◎文部省告示第四百二十七号		◎文化財保護委員会告示第八号	
史蹟名勝天然紀念物保存法第一条ニ依リ左ノ通指定ス		文化財保護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百三十一号）による改正前の文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第二項の規定により、昭和二十七年三月二十九日付をもって、左記の史跡を特別史跡に、天然記念物を特別天然記念物にそれぞれ指定した。	
昭和十年十二月二十四日		昭和三十一年三月九日	
文部大臣 松田 源治		文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎	
第一類	史蹟	種別	名称
	名称	名称	所在地
	地 名	地 名	所在地
	地 域	地 域	所在地
	斎尾廃寺跡	鳥取県東伯郡伊勢崎村大字槻下字斎尾	鳥取県東伯郡浦安町
		九九六番ノ二三内実測一畝十歩、九九六番ノ二四内実測三畝二十三歩、九九六番ノ二五内実測六畝四歩、九九六番ノ二六内実測四畝三歩。九九六番二七内実測一段九畝十九歩、九九七番ノ三六内実測六畝十八歩	
		（以下天然記念物は省略）	

② 指定説明

名 称 : 斎尾廃寺跡

指定基準 : 史跡三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

指定説明 : (昭和10年史跡指定時説明文) 大字斎尾ノ原野ニ在リ東西ニ相對セル二個ノ土壇上ニハ各安山岩ノ礎石ヲ存シ、西方ハ塔趾タルコト明カナルヲ以テ東ノモノハ金堂趾ト推定セラル、金堂趾ノ北ニ稍低ク七間四面ト認メラルル礎石ノ配列アリ又金堂趾ノ南ニ中門趾ト認ムベキ土壇ノ一部アリ附近ヨリ周縁ニ雷文ヲ繞シタル蓮華文ノ鐙瓦、忍冬唐草ヲ配シタル宇瓦並ニ鴟尾ノ破片ヲ發見シ奈良朝ニ於ケル法隆寺式伽藍ノ遺趾ト認メラレ山陰地方稀有ノモノナリ

(昭和31年特別史跡指定時説明文) 大字斎尾にあり、東西に相對して二箇の土壇が存し、西方は塔跡で、東方は金堂跡と認められる。塔跡には四天柱礎・側柱礎とを存し方3間で一辺約21尺と推定せられ金堂跡も礎石の配列によって5間に4間の堂宇のあったことが推定せられる。金堂跡の北に7間に4間の堂宇を思わしめる礎石の配列があり講堂跡と認められる。又金堂跡の南に中門跡と推察せられる土壇の一部が存する。寺域より鐙瓦、宇瓦並びに鴟尾の破片等が発見されている。

この寺跡は奈良時代に属するものと認められるが堂塔の配置に所謂法隆寺式伽藍の形式を示しており、殊に塔跡・金堂跡・講堂跡の保存は良好でよくその遺構を示し、わが国におけるこの時代の寺跡としてきわめて顕著であり学術上の価値が特に深い。

指定地域 : 鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字上斎尾996番50、996番44、996番45、996番72

指定面積 : 3,455㎡ (公図による)

所有関係 : 琴浦町有地953㎡、国有地(文化庁)2,502㎡ (平成28年10月現在)

指定範囲 :

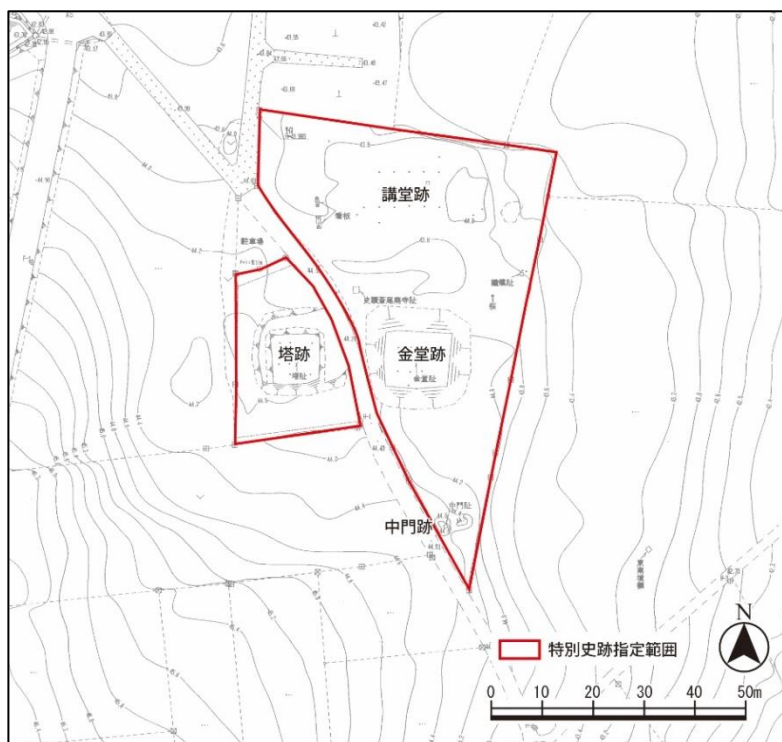


図 2-1 特別史跡の指定範囲

2-2 史跡大高野官衙遺跡の指定内容

2-2-1 指定に至る経緯

大高野遺跡は、鳥取県琴浦町大字槻下字大高野ほかに所在し、礎石が現存するなど、周知の埋蔵文化財包蔵地として知られていた。昭和55年(1980)12月、土地所有者から東伯町教育委員会(現琴浦町教育委員会)に対して大高野遺跡地内の山林を果樹園にしたいとの申し出があった。そこで、町教育委員会は町文化財保護委員会に諮り現地視察を行った。その結果、開発予定地の地表面には礎石が列をなして遺存しており、付近に遺構の存在が予想されたため、その重要性から遺跡の保護対策を講じる必要がある旨を土地所有者に説明し、了解を得た。その後、両者が協議を重ね、礎石群の分布範囲及び建物の性格を明らかにするために発掘調査を実施することとなった。そして、東方40mの畑地にも8個の礎石が確認され、関連する建物跡の存在が推定されることから、遺跡の性格を把握するため、その地点も含めて、昭和56年度に調査(第1次調査)を実施した。この調査では、礎石建物3棟、掘立柱建物1棟、掘立柱塀^{やはしぐん}2条などの遺構を検出した。礎石建物は総柱建物で高床倉庫とみられ、本遺跡が八橋郡における郡衙正倉跡である可能性が指摘されるに至った。

その後、昭和60～62年度(第2～5次調査)の範囲確認調査では、方形区画溝の確認によって遺跡の中心部が確定されることとなった。

平成3・4年度(1991・1992年度)には、この方形区画内における開発予定地の調査(第6次調査)で8棟の礎石建物が検出され、その重要性から土地所有者の協力を得て、調査地が含まれる地番の土地を町が公有化し現状保存することとした。

平成8年には南辺区画溝の南方の開発予定地(大高野遺跡地内)の調査(第7次調査)を実施したが、官衙関連の遺構は検出されなかった。

平成14・15年度には国史跡指定に向けて遺跡の内容確認調査(第8・9次調査)を実施した。これら9次にわたる調査の結果、整然と並ぶ高床倉庫群や外周区画溝、炭化穀類などが検出された。これらの調査成果から、大高野遺跡の方形区画部分は、古代八橋郡の郡衙(郡家)の正倉院と考えられ、遺構も良好な遺存状態にあることから、重要な遺跡として、平成26年10月に大高野官衙遺跡の名称で国の史跡に指定された。

2-2-2 指定内容

① 指定告示

大高野官衙遺跡の史跡指定に関わる官報告示は以下の通りである。

名 称	所 在 地	地 域
大高野官衙遺跡	鳥取県東伯郡琴浦町 大字槻下字鐘鑄場	八三〇番二、八三〇番四、八三〇番九のうち実測六三〇・七一平方メートル
	同 字駕籠据場	八四九番一、八四九番四、八四九番五、八五〇番二、八五三番一、八五三番二
	同 字大高野	二六三九番
	同 字塚本	右の地域に介在する道路敷、鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字駕籠据場八五一番四と同字塚本二六四〇番に挟まれる同字駕籠据場八四九番一と大高野八五三番四に挟まれるまでの道路敷を含む。

○文部科学省告示第百三十七号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
平成二十六年十月六日
文部科学大臣 下村 博文

② 指定説明

- 名 称 : 大高野官衙遺跡
- 指定基準 : 史跡二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 指定説明 : 大高野官衙遺跡は、鳥取県の中央部、標高 40m前後の丘陵緩斜面地に立地する遺跡で、古代においては伯耆国の中央部に位置する八橋郡に所在する。遺跡の西方約 350mのところ白鳳期創建の寺院跡である特別史跡斎尾廃寺跡がある。
- この遺跡の調査は、昭和 56 年まで遡る。土地所有者から果樹園にする申請があったため、東伯町（現琴浦町）教育委員会が現地を踏査したところ、礎石が列をなしていることが明らかとなり、炭化米が確認されたことから、八橋郡の正倉あるいは郷倉と推測された。その後も、当該地付近で土地改良事業や農地転用計画などの計画がもちあがり、調査が行われた結果、昭和 56 年に調査した地点の西側には南北棟の総柱礎石建物、東西棟の総柱礎石建物、総柱掘立柱建物などを検出し、遺跡の西部に建物が南北方向に整然と並んでいることが明らかとなった。建物の規模は礎石建物においては桁行 4 間、梁行 3 間、床面積 81 ㎡のものが最大で、続

いて 50 m²程度のもの、そして 35 m²程度のものとなる。また、礎石建物の下層には掘立柱建物が存在することが確認され、掘立柱建物から礎石建物への変遷も確認できる。これらの建物群を囲むように、丘陵の北・東・南辺の溝が確認され、溝は幅 3～4.5m、深さ 0.7～1.3mである。

こうした調査の結果、北・東・南を溝によって区画され、西側は自然地形によって区画された、南北 105m、東西 130m以上の長方形に近い敷地内に、企画性をもって整然と並ぶ総柱礎石建物 11 棟、総柱掘立柱建物 5 棟、側柱掘立柱建物 7 棟と掘立塀 3 条を検出した。礎石の中には被熱痕を残すものも認められる。

これらは、次のような 3 段階の変遷をたどったものと考えられる。すなわち、Ⅰ期が三方を溝で区画され掘立柱建物主体で構成された段階、Ⅱ期はⅠ期の区画を踏襲し総柱礎石建物主体で構成された段階、Ⅲ期は区画が東に拡張され掘立柱建物主体で構成された段階と考えられる。掘立柱塀については遺跡の中央部からⅠ期あるいはそれに先行する遺物が出土していることからⅠ期に先行する初期官衙に伴う区画である可能性があるものの、検出された建物方位が東偏するものに移り変わって行く傾向があることを踏まえると、Ⅲ期より新しい可能性も残され、時期の確定は現状ではできない。出土遺物は、須恵器や土師器があり、Ⅰ期は 7 世紀末から 8 世紀中葉、Ⅱ期が 8 世紀後葉から 9 世紀前半、Ⅲ期が 9 世紀後半に比定される。

この遺跡は倉庫令に記されている防湿に適した台地上に立地し、総柱の高床倉庫が建て替えによって踏襲されながらも整然と並んでおり、穀物収蔵施設である正倉の姿を具体的に示すものである。また、礎石に火災と考えられる被熱痕があることと焼米の存在は、正倉の火災との関係を示唆するものである。このように、確認された遺構は八橋郡衙（郡家）の正倉の可能性が高く、古代国家の地方支配の実態を具体的に知る上でも重要である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

（『月刊文化財』平成 26 年 9 月 612 号 文化庁文化財部監修 第一法規、下線部分修正）

- 指定地域** : 鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字鐘鋳場 830 番 2、830 番 4、830 番 30、同字駕籠据場 849 番-1、849 番-4、849 番-5、850 番-2、851 番-3、851 番-4、同字大高野 853 番 1、853 番-2、同字塚本 2639 番
同字駕籠据場 851 番地 4 と同字塚本 2640 番地に挟まれ同字駕籠据場 849 番-1 と同字大高野 853 番 4 に挟まれるまでの道路敷きを含む
- 指定面積** : 27,671.15 m²（公図による）
- 所有関係** : 琴浦町有地 27,341.15 m²、槻下村（浦安財産区）330 m²（平成 28 年 10 月現在）

指定範囲 :

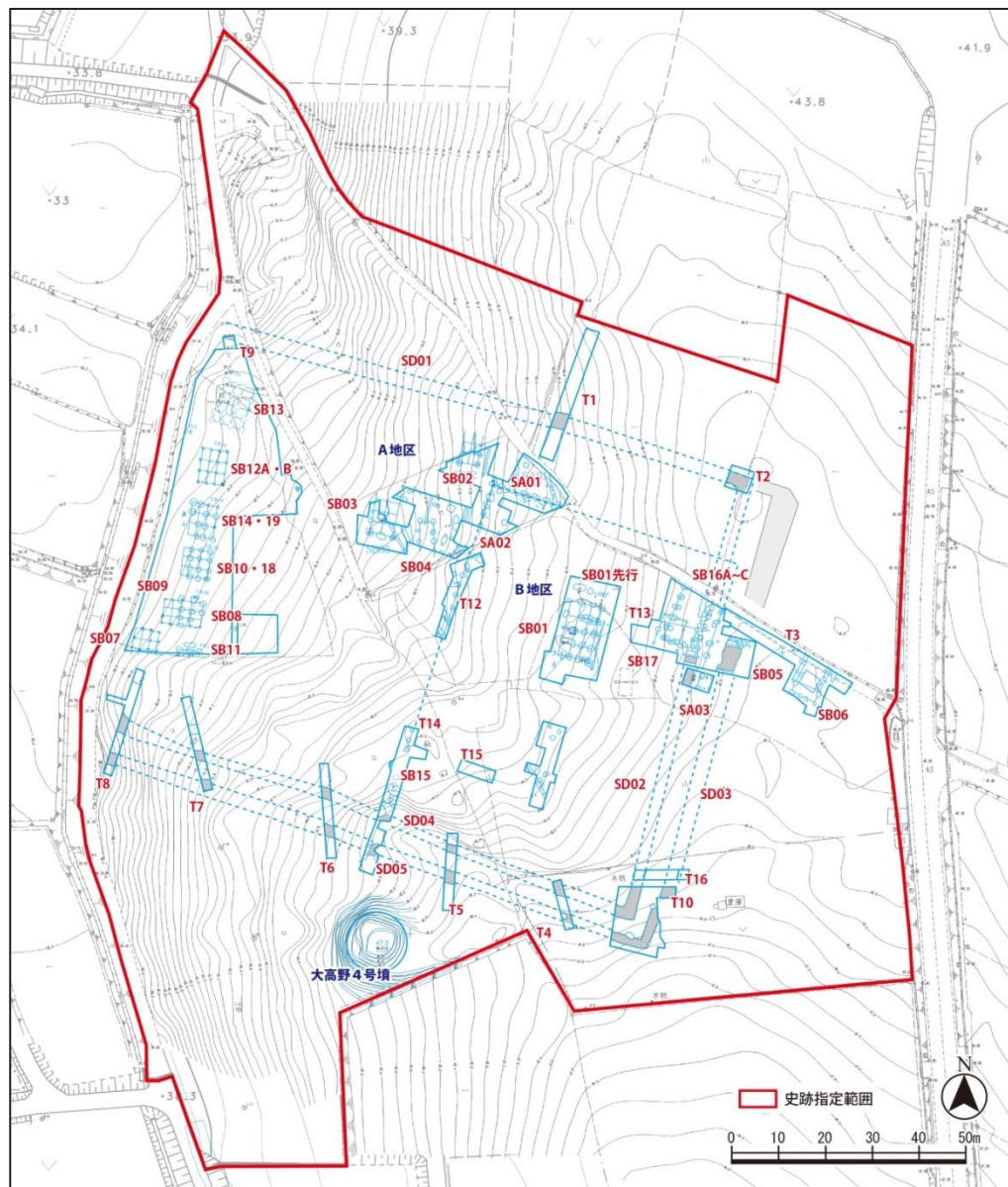


図 2-2 史跡大高野官衙遺跡の指定範囲